

農村RMO伴走支援業務委託仕様書

1 目的

中山間地域においては、人口減少や高齢化の進行により、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援等に係る課題が複雑化しており、集落単独での対応が困難となっている。

このため、複数集落の機能を補完し、農業者を母体とした組織と地域の多様な関係者が連携して課題解決に取り組む農村RMOモデル地区に対する伴走支援や農村RMOの成果及び課題の分析等により、今後の中山間地域の農村集落機能の維持に資することを目的とする。

【農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）】

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。

【中間支援組織】

行政等と農村集落等の間に立ち、地域課題の解決に向けて専門的な立場から様々な分野をコーディネート・サポートする組織。

2 委託期間

契約の日から令和9年3月19日（金）まで

3 委託内容

（1）農村RMOモデル地区に対する伴走支援

モデル地区において、農村RMOの形成及び事業終了後の自立的な運営に向け、各地区の事業年次や進捗状況に応じた伴走支援を実施すること。

なお、モデル地区の伴走支援にあたっては、専任の担当者を1地区あたり1名以上配置し、月1回以上の現地訪問又はオンライン会議等により信頼関係の構築を図り、支援を行うこと。

専任の担当者は、支援対象地域の実態を把握し、地域住民と円滑なコミュニケーションを図ることができるものとし、県や関係市町村と協議の上決定することとする。

なお、専任の担当者は、宮崎県内に在住又は事業所を有する者が望ましい。

モデル地区：

- ・ 日南市下塚田地区（3年目）
- ・ 小林市須木地区（2年目）
- ・ 美郷町西郷地区（1年目）

- ① 事業計画書や実績報告、経費積算、出納整理等の申請手続に係る資料作成の支援
- ② 事業の実施状況の把握やスケジュール管理の支援
- ③ 地域の現状や既存活動の把握、関係者の役割整理を行うとともに、地域の実情に応じたビジョン検討会やワークショップ等の開催、ファシリテート、実践活動の具体化に向けた支援
- ④ 地域ビジョンに基づく農用地保全・地域資源活用・生活支援に関する調査・実証、デジタル活用に向けた取組等への支援
- ⑤ 地域内の連携体制づくりに向けた支援
複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会、民間団体等の多様な関係者との連携強化や協議体制づくり等を支援すること
- ⑥ 事業終了後の持続性・自立性の確保に向けた助言
他の支援制度や補助金、会費、寄附、自主事業による収益等の財源確保を含め、自走化に向けた助言を行うこと
- ⑦ その他、国や県、市町村等のヒアリングや資料作成等に係る支援

(2) 農村RMOの成果及び取組に関する調査・分析

これまでの県内における農村RMOの取組成果や課題を分析し、今後の施策の参考とするため、次の業務を実施すること。

① 県内実施地区の成果及び課題の分析

これまでの県内実施地区の事業実績及び伴走支援の状況等をもとに、成果及び課題等を分析すること。

分析結果については、活動内容、関係者の参画状況、地域への効果、事業終了後の運営体制等を踏まえ、図表や写真等を活用し、分かりやすく伝わるよう見える化を行うこと。

② 県外における優良事例の調査

他都道府県の事例のうち、農用地の保全や農業振興をベースに、農村集落機能の維持につながっている事例を5事例以上調査すること。

調査にあたっては、公開資料の収集、関係機関への電話、電子メール又はオンラインによる聞き取り等、効率的な方法により実施することができるものとする。

③ 今後の方策の提案

①、②の結果を踏まえ、より効果的な農村RMOの形成、運営及び伴走支援の方策を提案すること。

提案にあたっては、想定する地域の状況、中心となる実施主体、連携が必要な関係者、必要とする支援等を分かりやすく提案すること。

(3) 農村RMOの運営に係る情報共有及び連携強化に向けた取組

県内における農村RMOの取組について、関係者相互の情報共有や理解を深めるため、次の業務を実施すること。

① 県内実施地区の現地視察（12月）

農村RMOの取組に対する理解促進及び関係者間の情報共有を図るため、県内の実施地区を対象とした現地視察を実施すること。

現地視察にあたっては、視察先及び参加者との調整、行程の作成、移動手段の確保、視察資料の作成、当日の運営並びに実施結果の取りまとめを行うこと。

② 農村RMO関係者意見交換会の開催（2月）

県内農村RMO実施主体、伴走支援者、市町村、県の関係者を参集し、各地区の取組状況、共通する課題及びその対応方策等について検討する意見交換会を開催すること。

なお、会議の開催にあたっては、内容の企画、参加者との調整、資料作成、当日の進行、意見交換のファシリテート、開催記録及び意見交換結果の取りまとめを行うこと。

③ 共通課題及び今後の連携方策の整理

意見交換会及び現地視察の結果を踏まえ、各地区に共通する課題、地区間で共有可能な知見及び県、市町村、実施主体、伴走支援者等の今後の連携方策を整理すること。

4 成果品等

受託者は、業務完了時に以下の内容を整理した業務実施報告書を作成し、県に提出すること。

- ・ 各モデル地区における伴走支援の記録
支援日時、支援方法、参加者、協議内容、把握した課題、助言内容、今後の対応方針等を整理すること
- ・ 各モデル地区の課題整理及び今後の取組方針
各地区の事業年次や進捗状況を踏まえ、農村RMOの形成及び自立的な運営に向けた課題、必要な支援、今後の方向性等を整理すること
- ・ 県域における農村集落サポート体制の提案資料
県、市町村、関係機関及び中間支援組織が連携して農村集落を支援するための役割分担、連携方法、今後の展開等を整理すること

- ・ 実績報告書

委託内容全体の実施内容、成果、課題、今後の改善提案等を整理すること

- ※ 成果品については、電子データ（PDF データ及びワード、エクセル、パワーポイント等の編集可能なデータ）及び紙媒体で納品すること。

5 経費

履行までに要する全ての経費を含む。

6 その他

- （１）著作権を含む成果品等についての権利は、県に帰属する。
- （２）業務を実施するにあたり、県と十分な調整を行うこと。
- （３）この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又はこの仕様書の定めのない事項については、必要に応じて、県と受託者が協議の上、定めるものとする。